

京都市たばこに関する取組について

1 京都市たばこ対策行動指針（第2次）の概要（平成25年3月策定）

基本方針

1 受動喫煙の防止

受動喫煙による健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、受動喫煙の機会の減少に取り組む。

2 未成年者の喫煙防止

たばこに興味・関心を持ち始める時期にあたる中学生を重点的な対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発を推進し、喫煙防止に取り組む。

3 妊産婦の喫煙防止

妊婦及びその家族、乳幼児とその保護者を対象として、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発の取組を推進し、喫煙防止に取り組む。

4 成人の喫煙率の減少

たばこによるCOPD等の健康被害や効果的な禁煙方法等に関する知識の普及・啓発を推進し、禁煙支援に取り組む。

具体的な取組

1 受動喫煙の防止

- ・ 公共性の高い場所における受動喫煙防止の推進
- ・ 保健センターが実施する各種健診・教室における啓発
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

2 未成年者の喫煙防止

- ・ 市立中学校等での「喫煙防止教育」の拡充
- ・ 未成年者向け防煙パンフレットの充実
- ・ 未成年者を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

3 妊産婦の喫煙防止

- ・ 妊産婦を対象とする保健指導の推進
- ・ 妊産婦等向け禁煙パンフレットの充実
- ・ 妊産婦を取り巻く関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

4 成人の喫煙率の減少

- ・ 禁煙方法等に関する知識の普及・啓発
- ・ 禁煙パンフレットの充実
- ・ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

【数値目標】

○ 受動喫煙の防止

		現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
全面禁煙の実施	行政機関※1	55.3%	100%	—
	飲食店等※2	27.7%	56%	—
乳幼児の家庭内における 受動喫煙の機会		—	0%	—
飲食店での受動喫煙対策 の取組の表示		—	50%	参考※3 18.5%

※1 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、保健センター・支所、官公庁の実施率

※2 京都市公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査の内、飲食店、小売、サービス業、宿泊施設の実施率

※3 事業者連絡協議会調査

○ 未成年者の喫煙防止

	現状値 (平成 20～23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25～28 年度)
未成年者（13～19 歳）の喫煙の割合 ※京都市思春期に関する意識調査	2.4% ※平成 20 年度	0%	2.3% ※平成 25 年度
喫煙防止教育の実施（年間受講者数） ※防煙セミナー実績値	7,363 人 ※平成 23 年度	14,000 人※	7,037 人 ※平成 28 年度

※ 中学校在学中に少なくとも 1 回は受講できるように市内の中学校 1 学年相当数としている。

○ 妊産婦の喫煙防止

	現状値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	5.3%	0%	参考※1 3.7%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市母子保健に関する意識調査	8.2%	0%	4.7%

※1 京都市母子保健に関する意識調査（平成 25 年度調査）

○ 成人の喫煙率の減少

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20 歳以上)	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 29 年度)	最新値 (平成 25 年度)
男性	28.8%	16%	28.8%
女性	10.7%	7%	8.9%

【参考値】平成 27 年度 男性 23.1% 女性 7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40 歳以上～75 歳未満）

2 平成28年度の取組状況等について

(1) 受動喫煙の防止

ア 官民一体での受動喫煙防止の推進 「店頭表示ステッカー」の市内の全飲食店店舗への普及について

- 平成27年12月の京都市、京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会（以下、「協議会」という。）、日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」という。）との包括協定に基づき、現在、市内の全飲食店店舗への普及活動を実施している。
- 平成28年度については、想定以上に店舗数が多かったことや、店舗への貼付の再勧奨等に多くの時間がかかっている状況であることから、当初の計画（平成28年2月～平成28年9月）から取組期間を延長して実施している。
- これまでの活動の結果、平成28年12月末日時点において、市内677店舗において「店頭表示ステッカー」を貼付していることを確認しているとともに、協議会及びJTの調査により、調査が完了した4,872店舗のうち、受動喫煙の防止対策を表示している店舗が、1,509店舗（「店頭表示ステッカー」を貼付している店舗を含む。）であることを確認している。
- なお、本市の各保健センター等においては、平成28年4月から、食品衛生法に基づく新規の営業許可書交付時における配布や、窓口における配架の取組を進めており、さらに平成29年2月からは更新に係る営業許可書交付時における飲食店を対象とした講習会での普及啓発活動についても実施している。

<参考：「店頭表示ステッカー」例>



イ 世界禁煙デー、禁煙週間の取組（5月31日～6月6日）

- 四条烏丸交差点付近で防煙に対するチラシ配布を、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会と協働で実施した。
- 京都女子大学、立命館大学において、防煙に対する普及啓発を京都府と協働で実施した。
- イベントや検診等の機会に、禁煙や防煙の大切さを呼びかけた。
- 高台寺にて、庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い、来場者へ受動喫煙防止のPRを実施。また、京都タワー、京都府医師会館、京都市役所及び京都府庁旧本館等のライトアップをNPO京都禁煙推進研究会、京都府と共催で実施した。

(2) 未成年者の喫煙防止

○ 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、未成年者の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NP

○京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施している。

防煙セミナーの経年実施状況

	種別/年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
学校数 (延)	中学	41	46	46	41	45	46
	高校	6	9	7	5	5	5
	合計	47	55	53	46	50	51
生徒数 (延)	中学	6,377	6,874	7,155	6,230	6,025	6,310
	高校	1,079	1,671	1,054	700	655	727
	合計	7,456	8,545	8,209	6,930	6,680	7,037

※ 保健センターの取組：平成20年度～22年度は高校を、平成23年度から中学校を中心に実施した。

(3) 禁煙相談・支援について

保健センターにおいて禁煙相談を実施し、禁煙希望者には3箇月間の禁煙支援を実施した。

<喫煙者の推移>

喫煙者の割合	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年
男性	43.1%	41.2%	35.5%	28.8%	28.8%
女性	16.0%	15.4%	13.7%	10.7%	8.9%

出典：国民生活基礎調査

【参考値】平成27年度 男性23.1% 女性7.2%

出典：京都市国民健康保険特定健康診査（40歳以上～75歳未満）

<禁煙相談・支援実績>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度(上半期)
禁煙相談 ※	70人	34人	32人
禁煙支援	24人	25人	4人

※ 定例外で実施した禁煙相談も含む。

(4) ライフステージ別防煙・禁煙の取組

たばこによる健康被害の情報や、禁煙をはじめとするたばこの煙から体を守るために必要な知識を普及啓発している。

ライフステージ別	内容
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの母子事業(母子健康手帳交付、乳幼児健診、プレママ・パパ教室)を通じて妊産婦向けリーフレットを配布。 ・母子健康手帳交付時に妊婦に配布するテキスト「赤ちゃんといっしょ」に、たばこの害と禁煙の必要性についての記事を掲載。(年間約12,200部)
未成年	市立中学校の中学1年生全員に、未成年者向け防煙リーフレットを配布。(年間約10,600部)

大学	<ul style="list-style-type: none"> ・京都造形芸術大学で、新入生を対象に防煙リーフレットを配布。 ・京都府赤十字血液センターと連携し、大学で実施する献血の際に「たばことお酒」ハンドブックを配布。（平成28年度上半期：1,288冊）
成人	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでの禁煙教室等の健康教室や、肺がん検診等の保健事業や、健康づくりサポーターの活動において禁煙・防煙リーフレットを配布。 ・成人式で、「たばことお酒」ハンドブックをお祝い袋に入れ配布。（1,500部）

(5) その他活動

ア 京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や、受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。

イ 「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合、対象の場所や店舗に出向き、事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

（平成28年度対応件数（3月17日時点） 52件）

3 平成29年度の取組の方向性

(1) たばこ対策行動指針（第2次）の見直し及び次期指針の策定

(2) 受動喫煙の防止

ア 飲食店での受動喫煙対策の取組の表示の推進

イ 保健センターで実施する保健事業での啓発

健康教育、がん検診、乳幼児健診等の機会を通じ、喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及啓発していく。

ウ 関係者（団体）への普及・啓発・要請の推進

「京都市民健康づくり推進会議」「たばこ対策推進部会」の構成団体と連携のもと、それぞれの立場から趣旨に沿った取組（普及啓発、職場等の受動喫煙対策など）がなされるよう要請していく。

エ 世界禁煙デー、禁煙週間の取組

- ・平成29年5月27日に、NPO京都禁煙推進研究会、京都府と連携し、イベントを実施する（高台寺にて、ライトアップイベント）。
- ・京都府庁、京都市役所、京都府医師会館等を黄緑色にライトアップを行う。
- ・禁煙週間は、保健センターでの普及啓発をより積極的に実施する。

(3) 未成年者の喫煙防止

ア 防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

- ・教育委員会、NPO京都禁煙推進研究会と協力して中学校での防煙セミナーを継続していく。
- ・防煙セミナーに従事するスタッフの研修やマニュアルを充実し、従事可能なスタッフの充実を図る。

イ 市立中学1年生にパンフレットの配布

ウ 大学におけるパンフレットの配布

(4) 妊産婦の喫煙防止

ア 妊産婦を対象とする保健指導の推進

- ・ 母子健康手帳交付時、乳幼児健康診査、家庭訪問等の機会に喫煙習慣、受動喫煙の状況を把握し、保健指導を行う。
- ・ 必要に応じて、継続した禁煙支援を行う。

イ 妊産婦向けパンフレットの配布

(5) 成人の喫煙率の減少

ア パンフレットの配布による普及啓発

イ 健康教育の実施

たばこによるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)等健康教育の強化、禁煙外来の紹介などを含む健康教育を実施する。

* 参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

○ 「京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の規制を図るため、平成19年6月に施行された。

平成19年5月29日	条例の制定
平成19年6月1日	条例の施行
平成19年11月1日	禁止区域の指定（河原町、四条通等10の通り）
平成20年6月1日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し、1,000円の過料処分を科す
平成22年7月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部 約16.5km）
平成24年2月1日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」、「清水・祇園地域」（約27.4km）

○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (2月末)
過料処分件数	480	391	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,540

○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成19年 7月～9月	平成20年 8月	平成22年 8月	平成23年 12月	平成24年 2月	平成28年 10月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.02
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.07
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.00

【京都市たばこ対策行動指針の経過】

- 平成17年2月 京都市たばこ対策行動指針策定

- 平成 22 年度 行動指針中間見直し
 - ・ 平成 22 年 5～7 月 受動喫煙防止対策等に関する意識調査，公共施設等の受動喫煙防止対策実態調査
 - ・ 平成 23 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針見直し中間報告
- 平成 24 年度 京都市たばこ対策行動指針改定のための検討
 - ・ 平成 25 年 3 月 京都市たばこ対策行動指針（第 2 次）策定

京都市「飲酒」に関する取組について

1 京都市飲酒に関する行動指針の概要（平成25年3月策定）

基本方針

- ・ 未成年者及び妊産婦の飲酒を防止することにより、次世代（＝青少年・子ども）の健康の確保に取り組む。
- ・ 急性アルコール中毒・生活習慣病の発症リスクに着目した適正飲酒を推進することで飲酒習慣の改善を図り、循環器疾患、肝臓障害等の生活習慣病の予防を推進する。

具体的な取組

- ・ 未成年者の飲酒の防止：飲食店との連携による未成年の飲酒防止の啓発等
- ・ 妊産婦の飲酒の防止：関係団体との連携による啓発等
- ・ 適正飲酒の推進：成人学生への適正飲酒啓発の推進等

【数値目標】

目標項目	現状 (平成20～23年度)	目標値 (平成29年度)	最新値 (平成25年度)
未成年者(15～19歳)の飲酒する者の割合 ※思春期に関する意識調査	28.3% ※平成20年度	0%	19.5%
妊娠中に飲酒する者の割合 ※母子健康手帳交付時調査	9.9% ※平成23年度	0%	参考：3.9% ※母子保健に関する意識調査
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 ※京都市国民健康保険特定健康診査	男性：13.7% 女性：8.5% ※平成23年度	男性：12.6% 女性：7.9%	男性：14.1% 女性：9.2% ※平成27年度

2 平成28年度取組状況等について

(1) 妊産婦へのアルコール対策

妊産婦に面接，訪問する際（①母子健康手帳交付時，②妊婦訪問，③赤ちゃん（新生児～4か月）訪問）に飲酒習慣の有無を把握し，状況に合わせた保健指導を行っている。

(2) 適正飲酒の啓発

- ・ 成人式会場において，「たばことお酒」ハンドブック（アルコールパッチテスト付き）をお祝い袋に入れ配布している。（1，500部）。
- ・ 京都府赤十字血液センターと連携し，大学で実施する献血の際に「たばことお酒」ハンドブックを配布している。（平成28年度上半期1，288冊）。

(3) 保健センターにおける取組

「健康長寿のまち・京都」の推進に向けての取組として，上京保健センターにおいて以下の取組を実施。

日 時	内 容
平成28年8月3日(水)	笑顔で過せる健康づくりのまち上京関係者研修会 講話(適正飲酒, 生活習慣病, アルコール依存症について)
平成28年11月12日(土)	京の食文化と健康づくり～和食と日本酒～ ・ 講話(京の食文化, 適正飲酒, 生活習慣病, アルコール依存症) ・ アルコールパッチテストの実施 ・ 適正飲酒モデル, 啓発コーナー(パネル, 関連図書)
平成28年11月25日(金) 平成28年11月30日(水)	高校生アルコールセミナー (京都府立鴨沂高校定時制・全日制2年生) 講話(アルコールの基礎知識, アルコール依存症, アルコールパッチテスト, 心と体の相談先)

(4) こころの健康増進センターにおける取組(別紙1)参照

3 今後の「飲酒」に関する取組の方向性

「京都市飲酒に関する行動指針」の見直しを行い, 各関係機関と連携のうえ, 引き続き適正飲酒の推進を図る。

保健福祉局こころの健康増進センターにおける
平成 28 年度の取組状況及び平成 29 年度の取組予定

こころの健康増進センターとは：法律によって都道府県及び政令指定都市に設置が定められている精神保健福祉センター。精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究，並びに相談等を行う。

1. 知識の普及

・内閣府事業「アルコール関連問題啓発フォーラム」

日時：平成 28 年 11 月 13 日（日） 場所：西陣織会館

例年は「アルコールと健康を考えるセミナー」を開催していたが，平成 28 年度はアルコール関連問題啓発週間の取り組みとして標記フォーラムを開催。

第 1 部は「アルコール関連問題について学ぼう」として「アルコールの基本的知識について」をテーマに岡山県精神科医療センター角南隆史医師の講演，アルコール依存症当事者からのメッセージ，「ぼくのこと忘れてしもたん？ーお父さんはアルコール依存症ー京都 Ver」絵本朗読，第 2 部はパネルディスカッションとして，「飲んでも飲まなくても良い社会の実現を目指して」をテーマに，アルコール体質パッチテスト（京都市こころの健康増進センター波床将材所長），飲酒チェックツール『SNAPPY-CAT』について（岡山県精神科医療センター角南隆史医師），ミニレクチャー「アルコールとうまく付き合うコツ」（刈谷病院大野佳枝臨床心理士）の各講義の後，意見交換を実施。

参加者 120 名。（平成 29 年度は，例年通り，一般市民への啓発や関係機関職員への研修を目的として，京都府及び NPO 法人京都府断酒連合会との共催で「アルコールと健康を考えるセミナー」開催予定）

・こころここ（年 2 回発行の機関紙）

こころここ No.40（平成 28 年 3 月発行）では「ハタチになったら知っておきたいアルコールとの上手な付き合い方」をテーマに，交通局及び京都学園大学とのコラボ企画として「太秦その」と「太秦麗」を登場させ，二人のやりとりを通してアルコール・ハラスメントへの対処法やリスクの少ない飲酒量等について紹介。今年度は同内容を広く普及するため，特集号（お酒の飲み方チェックの記事を追加）として増刷し（平成 28 年 10 月発行），広く配架周知を実施。

・「マンガで解説 アルコール依存症」（不定期発行の小冊子）

当該冊子は平成 25 年 3 月発行，現在配布中。アルコール依存症やその治療について解説。（平成 29 年度も配布継続）

・図書館テーマ展示事業「お酒を読もう」

今年度からの取り組み。アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせて、図書館を利用する市民に対して、アルコールへの関心を高め、アルコールとの上手な付き合い方を学んでいただくことを目的とし、関連の図書やパネルの展示、パンフレット配布等の普及啓発を行う。市内14図書館にて実施。

・HP や Facebook 上での啓発

依存症に関する話題や講演会等のイベントの周知などを実施。

(今後も随時、取り上げていく)



2. 相談・診察（アルコールに関することを主としたもの）（平成28年12月まで集計分）

- ・電話相談（2回線）延90件/4,648件 【27年度：延119件/5,962件】
- ・相談員による相談 延29件/206件 【27年度：延18件/307件】
- ・専門外来等での相談・診察 延27件/135件 【27年度：延24件/203件】

3. アルコール依存症者（疑い含む）の家族のための勉強・交流会

- ・家族ミーティング（月1回） 延25名/全4回 【27年度：延63名/全9回】
- ・アルコール・薬物問題に悩む家族への支援プログラム（月1回）
延40名/全6回中5回実施 【今年度からの取り組み】

（平成29年度は、「アルコール・薬物問題に悩む家族への支援プログラム」を、月1回（全10回）で実施予定）

以上